

金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等に係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

目 次

(ページ)

- 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表…………… 2
- 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表…………… 20
- E T Fに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表…………… 21
- 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表…………… 24
- E T Fに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表…………… 62

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
目次	目次
<p><u>第1編 (略)</u></p> <p><u>第2編 (略)</u></p> <p><u>第1章～第4章 (略)</u></p> <p><u>第5章 実効性の確保</u></p> <p><u>第1節～第5節 (略)</u></p> <p><u>第6節 雑則 (第510条)</u></p> <p><u>第6章・第7章 (略)</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) IFRS任意適用会社 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「<u>連結財務諸表規則</u>」という。）<u>第312条</u>又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「<u>財務諸表等規則</u>」という。）<u>第326条第2項</u>に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は<u>中間財務諸表等</u>を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 親会社 <u>財務諸表等規則第8条第3項</u>に規定する親会社をいう。</p> <p>(4)～(23) (略)</p> <p>(24) 監査証明に相当する証明 <u>監査証明府令第1条の2</u>に規定する監査証明に相当すると認められる証明をいう。</p> <p>(25)～(30) (略)</p> <p>(31) 虚偽記載 有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び法第24条の5において準用する場合を含む。）又は法第23条の10に係る訂正命令をいう。）</p>	<p><u>第1編 (略)</u></p> <p><u>第2編 (略)</u></p> <p><u>第1章～第4章 (略)</u></p> <p><u>第5章 実効性の確保</u></p> <p><u>第1節～第5節 (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>第6章・第7章 (略)</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) IFRS任意適用会社 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「<u>連結財務諸表規則</u>」という。）<u>第93条</u>に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は<u>四半期財務諸表等</u>を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 親会社 <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）</u>（以下「<u>財務諸表等規則</u>」という。）<u>第8条第3項</u>に規定する親会社をいう。</p> <p>(4)～(23) (略)</p> <p>(24) 監査証明に相当する証明 <u>監査証明府令第1条の3</u>に規定する監査証明に相当すると認められる証明をいう。</p> <p>(25)～(30) (略)</p> <p>(31) 虚偽記載 有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2、<u>法第24条の4の7</u>及び法第24条の5において準用する場合を含む。）又は法第23条の10に係る</p>

若しくは課徴金納付命令（法第172条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は法第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令をいう。）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは法第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であつて、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。

(32)～(42) (略)

(削る)

(43) 四半期会計期間 1 事業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。

(43)の2 四半期累計期間 事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。

(43)の3 四半期連結会計期間 1 連結会計年度が3か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。

(43)の4 四半期連結累計期間 連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。

(44) 削除

(45)～(63) (略)

(64) 中間財務諸表等 中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（法第24条の5第1項の表の第2号又は第3号

訂正命令をいう。）若しくは課徴金納付命令（法第172条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は法第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令をいう。）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは法第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であつて、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。

(32)～(42) (略)

(43) 四半期財務諸表等 四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。）をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(44) 四半期報告書 法第24条の4の7第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。

(45)～(63) (略)

(64) 中間財務諸表等 中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中

の上欄に掲げる会社にあつては、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書(同表の第2号又は第3号の上欄に掲げる会社にあつては、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書)をいう。)又は中間会計期間に係る財務書類をいう。

(65)～(69) (略)

(70) 登録上場会社等監査人 公認会計士法第34条の34の8第1項に規定する登録上場会社等監査人をいう。

(削る)

(71)～(76) (略)

(77) 買収への対応方針 上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに差別的な行使条件・取得条項付きの新株予約権の無償割当て等を行うこと等により当該上場会社に対する買収(主に、買収者が上場会社の株式を取得することでその経営支配権を得る行為をいう。以下同じ。)に対抗する旨を定めた対応の方針をいう。

(77)の2 買収への対抗措置 買収への対応方針で定めた新株予約権の無償割当て等の具体的な行為をいう。

(78)～(88) (略)

(89) 有価証券報告書等 有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。

(90) (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第204条 (略)

間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。)をいう。

(65)～(69) (略)

(69)の2 登録上場会社等監査人 公認会計士法第34条の34の8第1項に規定する登録上場会社等監査人をいう。

(70) 特定事業会社 開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。

(71)～(76) (略)

(77) 買収防衛策 上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収(会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。)の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。

(新設)

(78)～(88) (略)

(89) 有価証券報告書等 有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、四半期報告書並びに目論見書をいう。

(90) (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第204条 (略)

2～5 (略)

6 メイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は期中レビュー（テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者にあつては、中間監査又は期中レビューを除く。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書（テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者にあつては、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を除く。以下同じ。）を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 メイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、同項に規定する監査、中間監査又は期中レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書を提出するものとする。

8～13 (略)

(内国会社の形式要件)

第205条 内国株券に係る第207条に定めるメイン市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(6) (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

2～5 (略)

6 メイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社にあつては、中間監査を含むものとし、テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者にあつては、中間監査又は四半期レビューを除く。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含むものとし、テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者にあつては、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を除く。以下同じ。）を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 メイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書（特定事業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。）を提出するものとする。

8～13 (略)

(内国会社の形式要件)

第205条 内国株券に係る第207条に定めるメイン市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(6) (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからdまでに適合すること。

a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

b (略)

c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

d (略)

(8) 登録上場会社等監査人による監査

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等について、登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は期中レビューを受けていること。

(9)～(13) (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第210条 (略)

2～5 (略)

6 プレミア市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の

次のaからdまでに適合すること。

a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

b (略)

c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」（特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。）が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

d (略)

(8) 登録上場会社等監査人による監査

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。

(9)～(13) (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第210条 (略)

2～5 (略)

6 プレミア市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の

規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は期中レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 プレミア市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時まで、施行規則で定めるところにより、同項に規定する監査、中間監査又は期中レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書を提出するものとする。

8～13 （略）

（新規上場申請に係る提出書類等）

第216条 （略）

2～5 （略）

6 ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時まで、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は期中レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時まで、施行規則で定めるところにより、同項に規定する監査、中間監査

規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 プレミア市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時まで、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書を提出するものとする。

8～13 （略）

（新規上場申請に係る提出書類等）

第216条 （略）

2～5 （略）

6 ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時まで、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時まで、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査

又は期中レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書を提出するものとする。

8～13 （略）

（内国会社の形式要件）

第217条 内国株券に係る第219条に定めるネクスト市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(4) （略）

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからdまでに適合すること。

a （略）

b 前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c a及び前bに規定する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書に係る財務諸表等又は中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

d （略）

(6) 登録上場会社等監査人による監査

前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等及び中間財務諸表等について、登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は期中レビューを受けていること。

(7) （略）

又は四半期レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書を提出するものとする。

8～13 （略）

（内国会社の形式要件）

第217条 内国株券に係る第219条に定めるネクスト市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(4) （略）

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからdまでに適合すること。

a （略）

b 前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c a及び前bに規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

d （略）

(6) 登録上場会社等監査人による監査

前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(7) （略）

(ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第225条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定によりネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第217条の規定の適用については、同条第2号中及び第5号d中「新規上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

(新株予約権証券の上場)

第304条 第301条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するとき上場を承認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと（コミットメント型の場合を除く。）。

a (略)

b 直前の中間会計期間又は事業年度（直近で提出した半期報告書又は有価証券報告書が対象とする中間会計期間又は事業年度をいう。）の末日において純資産の額が正でない状態であること。この場合における純資産の額の取扱いは施行規則で定める。

(4) (略)

2・3 (略)

(会社情報の開示)

第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからa sまでに掲げる事項のいずれかを行うことにつ

(ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第225条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定によりグロース市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第217条の規定の適用については、同条第2号中及び第5号d中「新規上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

(新株予約権証券の上場)

第304条 第301条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するとき上場を承認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと（コミットメント型の場合を除く。）。

a (略)

b 直前の四半期会計期間又は事業年度（直近で提出した四半期報告書又は有価証券報告書が対象とする四半期会計期間又は事業年度をいう。）の末日において純資産の額が正でない状態であること。この場合における純資産の額の取扱いは施行規則で定める。

(4) (略)

2・3 (略)

(会社情報の開示)

第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからa sまでに掲げる事項のいずれかを行うことにつ

いての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～a i （略）

a j 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動

a k 財務諸表等、中間財務諸表等又は第404条第2項に規定する四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

a l 開示府令第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は第18条の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出（上場外国会社（その発行する上場外国株券が重複上場の場合に限る。）による本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。）

a m～a s （略）

(2) 次のaからa aまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～n （略）

o 特別支配株主（会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。以下同じ。）（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第166条第4項に規定する公表がされたことをいう。））ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

p・q （略）

r 保有有価証券（当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間（第2四半期会計期間を除く。）の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。

いての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～a i （略）

a j 有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動

a k 財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

a l 開示府令第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は第17条の15の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出（上場外国会社（その発行する上場外国株券が重複上場の場合に限る。）による本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。）

a m～a s （略）

(2) 次のaからa aまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～n （略）

o 特別支配株主（会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。以下同じ。）（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。））ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

p・q （略）

r 保有有価証券（当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は四半期会計期間の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。

s・t (略)

u 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

v 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号a1に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

w 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第18条の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

x 財務諸表等に添付される監査報告書、中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又は第404条第2項に規定する四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

s・t (略)

u 有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

v 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号a1に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

w 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

x 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなったこと。

y～a a (略)

(決算短信等)

第404条 上場会社は、事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、上場会社は、四半期累計期間（第2四半期累計期間を除く。）又は四半期連結累計期間（第2四半期連結累計期間を除く。）に係る決算の内容を定めるものとし、その内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。
この場合において、当該決算の内容には、施行規則で定めるところにより作成する四半期財務諸表等を含めるものとする。

3 上場会社（半期報告書に含まれる中間財務諸表等に対して、公認会計士等による中間監査報告書又は期中レビュー報告書の添付が求められていない上場外国会社を除く。次項において同じ。）は、施行規則で定める場合に該当したときは、当該場合に該当することとなった日から該当しなくなる日までの間、前項に規定する四半期財務諸表等に対して公認会計士等の期中レビューを受けなければならない。

4 上場会社は、第2項に規定する四半期財務諸表等について、公認会計士等の期中レビューを受けた場合は、当該公認会計士等が施行規則で定めるところにより作成した期中レビュー報告書を添付し、同項に定める開示を行うものとする。

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第418条 (略)

2 前項の規定により照会を受けた上場会社は、当取引所が同項の報告のため必要と認める場合には、会社情報に関して必要な調査及び調査結果の当取引所への報告を行うものとする。

3 第1項の規定による照会に係る事実（前項の規定による調査結果を含む。）について開示することが必要かつ適当と当取引所が認める場合には、上場会社は、直ちにその内容を開示するものとする。

と。

y～a a (略)

(決算短信等)

第404条 上場会社は、事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第418条 (略)

(新設)

2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが必要かつ適当と当取引所が認める場合には、上場会社は、直ちにその内容を開示するものとする。

4 (略)

5 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第419条 上場会社は、第402条から第413条まで又は前条第3項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第404条第1項の規定に基づき開示した決算の内容について有価証券報告書又は半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと当取引所が認める場合を除く。）の開示については、当該決算に係る有価証券報告書又は半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとする。

3 上場会社は、第404条第3項の規定により公認会計士等の期中レビューを受けた四半期財務諸表等について第1項の規定により変更又は訂正する場合において、同条第2項に規定する四半期財務諸表等を改めて作成するときは、当該四半期財務諸表等に対して公認会計士等の期中レビューを受け、同条第4項に規定するレビュー報告書を添付し、第1項の開示を行うものとする。

4 第415条から第417条までの規定は、前3項の規定に基づく開示について準用する。

(公認会計士等)

第437条 上場内国会社は、当該発行者の会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任しなければならない。

2 上場内国会社は、第404条第2項に規定する四半期財務諸表等について、公認会計士等の期中レビューを受ける場合には、当該発行者の会計監査人を、当該四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等として選任するものとする。

(買収への対応方針の導入に係る遵守事項)

第443条 上場会社は、買収への対応方針を導入（買収への対応方針の具体的内容を決定することをいう。）す

3 (略)

4 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第419条 上場会社は、第402条から第413条まで又は前条第2項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第404条の規定に基づき開示した決算の内容について有価証券報告書又は四半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと当取引所が認める場合を除く。）の開示については、当該決算に係る有価証券報告書又は四半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとする。

(新設)

3 第415条から第417条までの規定は、前2項の規定に基づく開示について準用する。

(公認会計士等)

第437条 上場内国会社は、当該発行者の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任しなければならない。

(新設)

(買収防衛策の導入に係る遵守事項)

第443条 上場会社は、買収防衛策を導入（買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防

る場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 開示の十分性

買収への対応方針に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

(2) 透明性

買収への対抗措置の発動（買収への対抗措置を実行することをいう。以下同じ。）及び廃止（発動された買収への対抗措置を取り止めることをいう。）の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

(3) 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収への対応方針でないこと。

(4) 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収への対応方針であること。

（上場内国会社の上場維持基準）

第501条 （略）

2～5 （略）

6 上場内国会社は、第1項第1号e、第2号e又は第3号eに定める基準に適合しない状態となった場合は、第4項に規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度、各中間会計期間若しくは各四半期累計期間（第2四半期累計期間を除く。）又は各連結会計年度、各中間連結会計期間若しくは各四半期連結累計期間（第2四半期連結累計期間を除く。）に係る決算の内容を第404条第1項又は第2項の定めるところにより開示するまでに、第4項に規定する計画書の進捗状況について記載した書面の提出を行わなければならない。

7 （略）

（上場外国会社の上場維持基準）

第502条 （略）

2～5 （略）

衛策の具体的内容を決定することをいう。）する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 開示の十分性

買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

(2) 透明性

買収防衛策の発動（買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。）及び廃止（買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。）の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

(3) 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと。

(4) 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること。

（上場内国会社の上場維持基準）

第501条 （略）

2～5 （略）

6 上場内国会社は、第1項第1号e、第2号e又は第3号eに定める基準に適合しない状態となった場合は、第4項に規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度若しくは各四半期累計期間又は各連結会計年度若しくは各四半期連結累計期間に係る決算の内容を第404条の定めるところにより開示するまでに、第4項に規定する計画書の進捗状況について記載した書面の提出を行わなければならない。

7 （略）

（上場外国会社の上場維持基準）

第502条 （略）

2～5 （略）

6 上場外国会社は、第1項各号又は第2項各号の規定による前条第1項第1号d、第2号d又は第3号eに定める基準に適合しない状態となった場合は、第4項に規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度、各中間会計期間若しくは各四半期累計期間（第2四半期累計期間を除く。）又は各連結会計年度、各中間連結会計期間若しくは各四半期連結累計期間（第2四半期連結累計期間を除く。）に係る決算の内容を第404条第1項又は第2項の定めるところにより開示するまでに、第4項に規定する計画書の進捗状況について記載した書面の提出を行わなければならない。

7 (略)

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第503条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) (略)

(2) 次のaからcまでのいずれかに該当する場合

a (略)

b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

c 上場会社の第404条第2項に規定する四半期財務諸表等に、同条第4項の規定により、期中レビュー報告書が添付された場合であって、当該期

6 上場外国会社は、第1項各号又は第2項各号の規定による前条第1項第1号d、第2号d又は第3号eに定める基準に適合しない状態となった場合は、第4項に規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度若しくは各四半期累計期間又は各連結会計年度若しくは各四半期連結累計期間に係る決算の内容を第404条の定めるところにより開示するまでに、第4項に規定する計画書の進捗状況について記載した書面の提出を行わなければならない。

7 (略)

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第503条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) (略)

(2) 次のa又はbに該当する場合

a (略)

b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨（特定事業会社の場合にあっては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(新設)

中レビュー報告書において、公認会計士等によって、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されたとき。ただし、「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(3)～(5) (略)

2～8 (略)

9 第418条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく照会について準用する。

第6節 雑則

(実効性の確保に係る規定の審査における当取引所への協力義務)

第510条 上場会社は、当取引所が第503条から第509条までの規定に基づく審査に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は第404条第2項に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 上場会社は、前項の規定により当取引所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、当取引所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(6) (略)

(7) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中

(3)～(5) (略)

2～8 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(6) (略)

(7) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有

レビュー報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(施行規則で定める場合にあつては、施行規則で定める期間内とし、最終日が休業日に当たる場合にあつては、順次繰り下げる。)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

第503条第1項第2号a又はbに該当する場合であつて、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

(9)～(20) (略)

(上場廃止に係る該当性の判断における当取引所への協力義務)

第604条 上場会社は、当取引所が当該上場会社の発行する上場株券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は第404条第2項に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等(当該公認会計士等であつた者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

(大規模な公募及び売出しを伴う新規上場に係る形式要件の特例)

第713条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により上場した上場内国会社についての第501条の適用については、同条第5項及び第6項を次のとおりとする。

5 (略)

6 上場内国会社は、第1項第1号e、第2号e又は第3号eに定める基準に適合しない状態となった場合は、第4項に規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度、各中間会計期間若しくは各四半期累計期間(第2四半期累計期間を除く。)又は各連結会計年度、各中間連結会計期間若しくは各四半期連結累計期間(第2四半期連

価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内(施行規則で定める場合にあつては、施行規則で定める期間内とし、最終日が休業日に当たる場合にあつては、順次繰り下げる。)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

第503条第1項第2号に該当する場合であつて、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

(9)～(20) (略)

(当取引所への協力義務)

第604条 上場会社は、当取引所が当該上場会社の発行する上場株券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等(当該公認会計士等であつた者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

(大規模な公募及び売出しを伴う新規上場に係る形式要件の特例)

第713条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により上場した上場内国会社についての第501条の適用については、同条第5項及び第6項を次のとおりとする。

5 (略)

6 上場内国会社は、第1項第1号e、第2号e又は第3号eに定める基準に適合しない状態となった場合は、第4項に規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度若しくは各四半期累計期間又は各連結会計年度若しくは各四半期連結累計期間に係る決算の内容を第404条の定めるところにより開示するまでに、第205条第2号b及び第

結算期間を除く。)に係る決算の内容を第404条第1項又は第2項の定めるところにより開示するまでに、第205条第2号b及び第211条第2号bに定める基準に適合しない状態である場合は、第3項又は第713条第1項及び第2項に規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度の末日から起算して3か月以内に、第3項又は第713条第1項及び第2項に規定する計画の進捗状況について記載した書面の提出を行わなければならない。

211条第2号bに定める基準に適合しない状態である場合は、第3項又は第713条第1項及び第2項に規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度の末日から起算して3か月以内に、第3項又は第713条第1項及び第2項に規定する計画の進捗状況について記載した書面の提出を行わなければならない。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第204条、第205条、第210条、第216条及び第217条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る提出書類等及び形式要件から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る提出書類等及び形式要件については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第304条の規定は、施行日以後に半期報告書又は有価証券報告書を提出した上場会社から適用し、施行日以後に半期報告書又は有価証券報告書を提出していない上場会社については、なお従前の例による。
- 4 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第402条第1号a j及びa l、同条第2号uからxまで、第503条第1項第2号b並びに第601条第1項第7号の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第402条第1号a k、第404条、第419条、第437条、第501条、第502条及び第713条の規定は、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間及び中間会計期間又は四半期連結累計期間及び中間連結会計期間から適用し、施

行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 発行者が取得できる旨の定めがある上場優先株の発行者は、有価証券上場規程第404条第1項又は第2項の規定に基づき決算の内容を開示する場合には、当該取得についての方針について、併せてその内容を開示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号(上場優先株の発行者が所定の期限の到来により当該上場優先株の取得を行う旨又は取得を行うことができる旨の定めがある場合(当取引所が適当と認める場合に限る。))にあつては、第4号を除く。)のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第4条の3の規定は、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間及び中間会計期間又は四半期連結累計期間及び中間連結会計期間から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 発行者が取得できる旨の定めがある上場優先株の発行者は、有価証券上場規程第404条の規定に基づき決算の内容を開示する場合には、当該取得についての方針について、併せてその内容を開示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場ETFに関する情報の開示)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) 上場ETF (外国投資証券に該当する外国ETFを除く。)に係る管理会社は、次のaからiまでのいずれかに該当する場合 (a及びbに掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 上場指標連動有価証券等組入型ETFにあっては、次の(a)から(i)までに掲げる事実がカウンター・パーティーに発生した場合 (当該カウンター・パーティーが保証者である場合は、当該保証者に(a)から(g)まで又は(i)に掲げる事実が発生したとき) であって、当該事実がカウンター・パーティーに発生したことを把握したとき</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記されることとなったこと。</u></p> <p>(c) <u>事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間の末日において純資産の額が正でない状態又はこれに準ずる状態になったこと。</u></p> <p>(d) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しく</p>	<p>(上場ETFに関する情報の開示)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) 上場ETF (外国投資証券に該当する外国ETFを除く。)に係る管理会社は、次のaからiまでのいずれかに該当する場合 (a及びbに掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 上場指標連動有価証券等組入型ETFにあっては、次の(a)から(i)までに掲げる事実がカウンター・パーティーに発生した場合 (当該カウンター・パーティーが保証者である場合は、当該保証者に(a)から(g)まで又は(i)に掲げる事実が発生したとき) であって、当該事実がカウンター・パーティーに発生したことを把握したとき</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>財務諸表等又は中間財務諸表等 (カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等)</u>に継続企業の前提に関する事項が注記されることとなったこと。</p> <p>(c) <u>事業年度又は中間会計期間 (カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間)</u>の末日において純資産の額が正でない状態又はこれに準ずる状態になったこと。</p> <p>(d) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書 (カウ</p>

は期中レビュー報告書又は四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

(e)～(i) (略)

g～i (略)

(2) (略)

3～5 (略)

(実効性の確保)

第13条 有価証券上場規程第503条から第506条まで、第508条から第510条の規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用する。この場合において、第9条の2の規定は、同規程第503条第1項第3号、第504条第1項第1号、第508条第1項第1号及び第509条第1項第1号の準用による上場ETFに関する情報の開示に係る規定とみなす。

(上場廃止に係る該当性の判断における当取引所への協力義務)

第15条 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第9条第2項第1号f(d)の規定の適用については、なお従前の例による。

ンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告書)において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨）が記載されることとなったこと。

(e)～(i) (略)

g～i (略)

(2) (略)

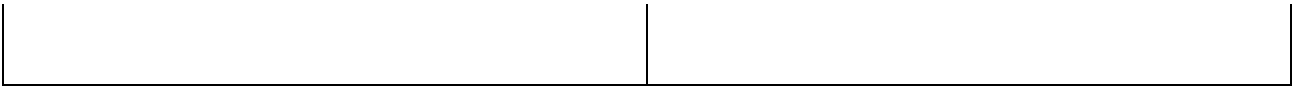
3～5 (略)

(実効性の確保)

第13条 有価証券上場規程第503条から第506条まで、第508条及び第509条の規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用する。この場合において、第9条の2の規定は、同規程第503条第1項第3号、第504条第1項第1号、第508条第1項第1号及び第509条第1項第1号の準用による上場ETFに関する情報の開示に係る規定とみなす。

(当取引所への協力義務)

第15条 (略)



有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「IFRS任意適用会社」、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「株主基準日」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「基準日等」、「虚偽記載」、「金融商品取引業者」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「個人株主の所有する株式」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「指定振替機関」、「支配株主」、「<u>四半期会計期間</u>」、「<u>四半期累計期間</u>」、「<u>四半期連結会計期間</u>」、「<u>四半期連結累計期間</u>」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場会社」、「上場株券」、「上場債券」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場有価証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内部統制報告書」、「<u>買収への対応方針</u>」、「<u>買収への対抗措置</u>」、「発行者」、「半期報告書」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」、「有価証券報告書等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定するIFRS任意適用会社、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「IFRS任意適用会社」、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「株主基準日」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「基準日等」、「虚偽記載」、「金融商品取引業者」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「個人株主の所有する株式」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「指定振替機関」、「支配株主」、「<u>四半期財務諸表等</u>」、「<u>四半期報告書</u>」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場会社」、「上場株券」、「上場債券」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場有価証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「<u>特定事業会社</u>」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内部統制報告書」、「<u>買収防衛策</u>」、「発行者」、「半期報告書」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」、「有価証券報告書等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定するIFRS任意適用会社、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、</p>

外国株券等実質株主、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、株主基準日、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、基準日等、虚偽記載、金融商品取引業者、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、個人株主の所有する株式、財務諸表等、財務書類、自己株式、指定振替機関、支配株主、四半期会計期間、四半期累計期間、四半期連結会計期間、四半期連結累計期間、上場外国会社、上場外国株券、上場会社、上場株券、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場有価証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内部統制報告書、買収への対応方針、買収への対抗措置、発行者、半期報告書、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書、有価証券報告書等及び流通株式をいう。

2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(4)の2 期中レビュー 規程第204条第6項に規定する期中レビューをいう。

(4)の3 期中レビュー概要書 規程第204条第7項に規定する期中レビュー概要書をいう。

(4)の4 期中レビュー報告書 規程第204条第6項に規定する期中レビュー報告書をいう。

(5)～(10) (略)

(11) 削除

(12) 削除

(13) 削除

(14)～(30) (略)

金融商品取引所等、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、株主基準日、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、基準日等、虚偽記載、金融商品取引業者、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、個人株主の所有する株式、財務諸表等、財務書類、自己株式、指定振替機関、支配株主、四半期財務諸表等、四半期報告書、上場外国会社、上場外国株券、上場会社、上場株券、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場有価証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、特定事業会社、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内部統制報告書、買収防衛策、発行者、半期報告書、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書、有価証券報告書等及び流通株式をいう。

2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(5)～(10) (略)

(11) 四半期レビュー 規程第204条第6項に規定する四半期レビューをいう。

(12) 四半期レビュー概要書 規程第204条第7項に規定する四半期レビュー概要書をいう。

(13) 四半期レビュー報告書 規程第204条第6項に規定する四半期レビュー報告書をいう。

(14)～(30) (略)

3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(17) (略)

(18) 中間連結損益計算書等 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書、又は中間連結損益及び包括利益計算書をいう。

(19)～(25) (略)

(26) 比較情報 財務諸表等規則第8条の2の2、第130条及び第211条並びに連結財務諸表規則第8条の3、第96条及び第192条に規定する比較情報をいう。

(27)～(29) (略)

(30) 複数の子会社の結合財務情報に関する書類 複数の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書等若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書及び精算表をいい、新規上場申請者が基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）の末日の翌日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。

(31)～(39) (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第204条 (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

(4) 新規上場申請者の商号又は名称、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する

3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(17) (略)

(18) 四半期連結損益計算書等 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、又は四半期連結損益及び包括利益計算書をいう。

(19)～(25) (略)

(26) 比較情報 財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）（以下「四半期財務諸表等規則」という。）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）（以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。

(27)～(29) (略)

(30) 複数の子会社の結合財務情報に関する書類 複数の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書及び精算表をいい、新規上場申請者が基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）の末日の翌日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。

(31)～(39) (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第204条 (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

(4) 新規上場申請者の商号又は名称、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する

重要な事項その他の当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、次のaからcまでに定めるところによるものとする。

a・b (略)

c aの規定により作成する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載する財務書類は、継続開示会社である外国会社を除き、財務諸表等規則第328条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(5)～(11) (略)

3 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第206条 規程第204条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に次のaからiまでのいずれかに掲げる書類を提出した場合その写し。ただし、新規上場申請者が内国会社又は継続開示会社である外国会社である場合におけるaに掲げる書類については、訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a・b (略)

c 削除

d～i (略)

(6)～(8) (略)

(9) 新規上場申請に係る株券の上場日が基準事業年度の末日の翌日以後6か月を経過した後となる場合 当該事業年度の翌事業年度の間会計期間に関し、

重要な事項その他の当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、次のaからcまでに定めるところによるものとする。

a・b (略)

c aの規定により作成する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載する財務書類は、継続開示会社である外国会社を除き、財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(5)～(11) (略)

3 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第206条 規程第204条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に次のaからiまでのいずれかに掲げる書類を提出した場合その写し。ただし、新規上場申請者が内国会社又は継続開示会社である外国会社である場合におけるa 及びcに掲げる書類については、訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a・b (略)

c 四半期報告書（訂正四半期報告書を含む。）

d～i (略)

(6)～(8) (略)

(9) 新規上場申請に係る株券の上場日が次のaからc までに該当する場合 当該aからcに規定する書類（新規上場申請者が外国会社（重複上場の場合に限

当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための半期報告書」（新規上場申請者が外国会社（重複上場の場合に限る。）である場合には、この限りでない。）。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第18条第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第4号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「新規上場申請のための半期報告書」に記載する財務書類は、財務諸表等規則第328条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

る。)である場合には、この限りでない。)

a 基準事業年度の末日の翌日以後3か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第1四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第2号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「新規上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等規則第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする（次のb及びcに定める「新規上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

b 基準事業年度の末日の翌日以後6か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第2四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」

c 基準事業年度の末日の翌日以後9か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第3四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場

(10) (略)

(監査報告書等)

第207条 規程第204条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいうものとする。

(1) (略)

(2) 第204条第1項第4号若しくは同条第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」又は前条第9号に規定する「新規上場申請のための半期報告書」に記載される中間財務諸表等

(3) (略)

2 規程第204条第6項に規定する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表等又は中間財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しで足りるものとする。

3 規程第204条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第4号cの規定に基づき財務諸表等規則第328条に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(監査概要書等)

第208条 規程第204条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号の規定により提出する「新規上場申請のための半期報告書」に係るものをいう。

申請のための四半期報告書

(10) (略)

(監査報告書等)

第207条 規程第204条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいうものとする。

(1) (略)

(2) 第204条第1項第4号若しくは同条第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等又は前条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

(3) (略)

2 規程第204条第6項に規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。

3 規程第204条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第4号cの規定に基づき財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(監査概要書等)

第208条 規程第204条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号の規定により提出する「新規上場申請のための四半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第204条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び期中レビュー概要書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、期中レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。
- (3) (略)
- (4) 監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は期中レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第211条 規程第204条第11項に規定する第2項から第9項までに掲げる書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 「新規上場申請のための半期報告書」

2・3 (略)

(上場承認時の提出書類)

第212条 (略)

2 規程第204条第12項に規定する施行規則で定める書類とは、第204条第1項第4号及び同条第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(Iの部に限る。)並びに第206条第9号に規定する「新規上場申請のための半期報告書」をいう。

3・4 (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第213条 (略)

2～4 (略)

5 規程第205条第5号の規定については、次の各号のと

2 規程第204条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、四半期レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。
- (3) (略)
- (4) 監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第211条 規程第204条第11項に規定する第2項から第9項までに掲げる書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 「新規上場申請のための四半期報告書」

2・3 (略)

(上場承認時の提出書類)

第212条 (略)

2 規程第204条第12項に規定する施行規則で定める書類とは、第204条第1項第4号及び同条第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(Iの部に限る。)並びに第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」をいう。

3・4 (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第213条 (略)

2～4 (略)

5 規程第205条第5号の規定については、次の各号のと

おり取り扱うものとする。

(1) 規程第205条第5号に規定する上場日における純資産の額については、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a又はbに規定する額を審査対象とするものとする。

a 基準事業年度の末日の翌日以後に新規上場申請者が「新規上場申請のための半期報告書」又は半期報告書を作成した場合

直近の「新規上場申請のための半期報告書」又は半期報告書に記載された直前中間会計期間の末日における純資産の額

b (略)

(2) 前号aに規定する直前中間会計期間の末日における純資産の額とは、中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第153条第1項又は第263条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第314条の規定の適用を受ける場合若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第1号aに規定する直前中間会計期間の末日における純資産の額とは、中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された中間貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第182条第1項又は第281条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(4) 前2号の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1号aに規定する直前中間会

おり取り扱うものとする。

(1) 規程第205条第5号に規定する上場日における純資産の額については、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a又はbに規定する額を審査対象とするものとする。

a 基準事業年度の末日の翌日以後に新規上場申請者が「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合

直近の「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における純資産の額

b (略)

(2) 前号aに規定する直前四半期会計期間の末日における純資産の額とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期連結財務諸表規則の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第94条の規定の適用を受ける場合若しくは同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第1号aに規定する直前四半期会計期間の末日における純資産の額とは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表等規則の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(4) 前2号の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1号aに規定する直前四半期

計期間の末日における純資産の額とは、新規上場申請者が中間連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が中間連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(5) 前号の場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、第1号aに規定する直前中間会計期間の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は第1号aに規定する直前中間会計期間の末日における同中値により行うものとする。

(6) 第1号aにおいて、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の当取引所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この号において同じ。）が同aに規定する直前中間会計期間の末日の翌日以後に組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。）を行っている場合であって、当取引所が適当と認めるときにおいては、第204条第1項第11号又は同条第2項第7号の規定により提出される書類に記載される組織再編主体会社等の純資産の額（第1号から前号までの規定に基づき算定される純資産の額をいう。）又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、この号の規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。

(7) 第1号aにおいて、新規上場申請者が同aに規定する直前中間会計期間の末日の翌日以後に相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、中間貸借対照表に基づいて

会計期間の末日における純資産の額とは、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(5) 前号の場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、第1号aに規定する直前四半期会計期間の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は第1号aに規定する直前四半期会計期間の末日における同中値により行うものとする。

(6) 第1号aにおいて、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の当取引所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この号において同じ。）が同aに規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。）を行っている場合であって、当取引所が適当と認めるときにおいては、第204条第1項第11号又は同条第2項第7号の規定により提出される書類に記載される組織再編主体会社等の純資産の額（第1号から前号までの規定に基づき算定される純資産の額をいう。）又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、この号の規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。

(7) 第1号aにおいて、新規上場申請者が同aに規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基

算定される純資産の額)に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額(保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。)を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(8) 第1号aにおいて、新規上場申請者が、同aに規定する直前中間会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前中間会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した当取引所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

(9) 第2号から前号までの規定は、第1号bについて準用する。この場合において、これらの規定中「直前中間会計期間」とあるのは「基準事業年度」と、「中間連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同規則第153条第1項又は第263条第1項に規定する準備金等とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「中間貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、同規則第182条第1項又は第281条第1項に規定する準備金等とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「中間連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合中間貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」と、それぞれ読み替えるものとする。

6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第205条第6号に規定する利益の額とは、連結損益計算書等(比較情報を除く。以下この項におい

づいて算定される純資産の額)に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額(保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。)を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(8) 第1号aにおいて、新規上場申請者が、同aに規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前四半期会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した当取引所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

(9) 第2号から前号までの規定は、第1号bについて準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは「基準事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「同規則第94条」とあるのは「連結財務諸表規則第94条」と、「同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条」とあるのは「連結財務諸表規則第95条」と、「四半期連結財務諸表規則」とあるのは「連結財務諸表規則」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「四半期財務諸表等規則」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」と、それぞれ読み替えるものとする。

6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第205条第6号に規定する利益の額とは、連結損益計算書等(比較情報を除く。以下この項におい

て同じ。)に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 規程第205条第6号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、審査対象期間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、連結損益計算書等若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書等若しくは中間損益計算書に基づいて算定される利益の額又はこれらを月割按分した額を用いて、当取引所が定めるところにより審査対象期間の利益の額を算定するものとする。この場合において、第1号から第3号までの規定は、中間連結損益計算書等又は中間損益計算書に基づいて算定される利益の額について準用する。

(6)～(10) (略)

7 規程第205条第7号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第205条第7号cに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書(基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいう。

(3) (略)

て同じ。)に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 規程第205条第6号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、審査対象期間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額又はこれらを月割按分した額を用いて、当取引所が定めるところにより審査対象期間の利益の額を算定するものとする。この場合において、第1号から第3号までの規定は、四半期連結損益計算書等又は四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額について準用する。

(6)～(10) (略)

7 規程第205条第7号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第205条第7号cに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書(基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいう。

(3) (略)

8～11 (略)

(メイン市場への新規上場申請に係る上場審査)

第215条 (略)

2～4 (略)

5 規程第207条第1項第5号に定める公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

a (略)

b 新規上場申請者が買収への対応方針を導入している場合には、規程第443条各号に掲げる事項を遵守していること。

(2)～(4) (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第223条 規程第210条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続により当該各号に定める書類(第1号に規定する第206条第4号dに定める書類を除く。)を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) (略)

(2) 前号の規定により適用する第206条第9号の規定に基づき「新規上場申請のための半期報告書」又は半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合同号に規定する期間の末日における中間貸借対照表。この場合において、新規上場申請者が半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社である場合には、新規上場申請者は財務諸表等規則第328条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(監査報告書等)

8～11 (略)

(メイン市場への新規上場申請に係る上場審査)

第215条 (略)

2～4 (略)

5 規程第207条第1項第5号に定める公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

a (略)

b 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、規程第443条各号に掲げる事項を遵守していること。

(2)～(4) (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第223条 規程第210条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続により当該各号に定める書類(第1号に規定する第206条第4号dに定める書類を除く。)を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) (略)

(2) 前号の規定により適用する第206条第9号の規定に基づき「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合同号aからcまでに規定する期間の末日における四半期貸借対照表。この場合において、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社である場合には、新規上場申請者は四半期財務諸表等規則第83条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(監査報告書等)

第224条 (略)

2 規程第210条第6項に規定する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表等又は中間財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しで足りるものとする。

3 規程第210条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項に掲げる書類のうち第207条第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第4号cの規定に基づき財務諸表等規則第328条に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(監査概要書等)

第225条 規程第210条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号に規定する「新規上場申請のための半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第210条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び期中レビュー概要書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、期中レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書

第224条 (略)

2 規程第210条第6項に規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。

3 規程第210条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項に掲げる書類のうち第207条第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第4号cの規定に基づき財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(監査概要書等)

第225条 規程第210条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第210条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、四半期レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報

又は期中レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は期中レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(上場承認時の提出書類)

第229条 (略)

2 規程第210条第12項に規定する施行規則で定める書類とは、第225条第1項又は同条第2項第2号の規定に基づき提出する書類のうち第204条第1項第4号及び同条第2項第3号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(Iの部に限る。)並びに第227条の規定に基づき提出する書類のうち第206条第9号に規定する「新規上場申請のための半期報告書」をいう。

3・4 (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第230条 (略)

2 (略)

3 規程第211条第4号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 前号の規定により準用する第213条第5項第2号の場合において、第223条第2号に定める中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則の規定により作成された中間貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第182条第1項又は第281条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。)が負でないことを要するものとする。

(3) 前号の規定は第1号の規定において準用する第213条第5項第1号bの場合について準用する。この場合において、前号中「中間貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「同規則第182条第1項又は第281条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 規程第211条第5号の規定については、次の各号のと

告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(上場承認時の提出書類)

第229条 (略)

2 規程第210条第12項に規定する施行規則で定める書類とは、第225条第1項又は同条第2項第2号の規定に基づき提出する書類のうち第204条第1項第4号及び同条第2項第3号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(Iの部に限る。)並びに第227条の規定に基づき提出する書類のうち第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」をいう。

3・4 (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第230条 (略)

2 (略)

3 規程第211条第4号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 前号の規定により準用する第213条第5項第2号の場合において、第223条第2号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(四半期財務諸表等規則の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。)が負でないことを要するものとする。

(3) 前号の規定は第1号の規定において準用する第213条第5項第1号bの場合について準用する。この場合において、前号中「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 規程第211条第5号の規定については、次の各号のと

おり取り扱うものとする。

- (1) (略)
- (2) 規程第211条第5号bに規定する売上高とは、連結損益計算書等（審査対象において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書）に掲記される売上高をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、連結損益等上の売上高に相当する額をいうものとする。
- (3)～(5) (略)

(プレミア市場への新規上場申請に係る上場審査)

第231条 (略)

2～4 (略)

5 規程第213条第1項第5号に定める公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

- (1) 株主の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。
 - a (略)
 - b 新規上場申請者が買収への対応方針を導入している場合には、規程第443条各号に掲げる事項を遵守していること。
- (2)～(4) (略)

(監査報告書等)

第240条 規程第216条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。

- (1) (略)
- (2) 第237条第1項第2号若しくは第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」又は第206条第9号に規定する「新規上場申請のための半期報告書」に記載される中間財務諸表等

2 規程第216条第6項に規定する監査報告書、中間監査

おり取り扱うものとする。

- (1) (略)
- (2) 規程第211条第5号bに規定する売上高とは、連結損益計算書等（審査対象において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書）に掲記される売上高をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益等上の売上高に相当する額をいうものとする。
- (3)～(5) (略)

(プレミア市場への新規上場申請に係る上場審査)

第231条 (略)

2～4 (略)

5 規程第213条第1項第5号に定める公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

- (1) 株主の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。
 - a (略)
 - b 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、規程第443条各号に掲げる事項を遵守していること。
- (2)～(4) (略)

(監査報告書等)

第240条 規程第216条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。

- (1) (略)
- (2) 第237条第1項第2号若しくは第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等又は第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

2 規程第216条第6項に規定する監査報告書、中間監査

報告書又は期中レビュー報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表等又は中間財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しで足りるものとする。

3 規程第216条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

- (1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第4号cの規定に基づき財務諸表等規則第328条第1項又は第2項に定める作成基準に準じて作成されていること
- (2) (略)

(監査概要書等)

第241条 規程第216条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号に規定する「新規上場申請のための半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第216条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び期中レビュー概要書については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) (略)
- (2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、期中レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。
- (3) (略)
- (4) 監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間

報告書又は四半期レビュー報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。

3 規程第216条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

- (1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第4号cの規定に基づき財務諸表等規則第131条第1項又は第2項に定める作成基準に準じて作成されていること
- (2) (略)

(監査概要書等)

第241条 規程第216条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第216条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) (略)
- (2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、四半期レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。
- (3) (略)
- (4) 監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提

監査又は期中レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(上場承認時の提出書類)

第245条 (略)

2 規程第216条第12項に規定する施行規則で定める書類とは、第237条第1項第2号及び第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(Iの部に限る。)並びに第206条第9号に規定する「新規上場申請のための半期報告書」をいう。

3・4 (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第246条 (略)

2～4 (略)

5 規程第217条第5号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第217条第5号bに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書(「新規上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は期中レビュー報告書が添付されていない場合は、基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合及び監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいう。

(ネクスト市場への新規上場申請に係る上場審査)

第248条 (略)

2～4 (略)

5 規程第219条第1項第5号に定める公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から

出した当該監査、中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(上場承認時の提出書類)

第245条 (略)

2 規程第216条第12項に規定する施行規則で定める書類とは、第237条第1項第2号及び第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(Iの部に限る。)並びに第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」をいう。

3・4 (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第246条 (略)

2～4 (略)

5 規程第217条第5号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第217条第5号bに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書(「新規上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が添付されていない場合は、基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいう。

(ネクスト市場への新規上場申請に係る上場審査)

第248条 (略)

2～4 (略)

5 規程第219条第1項第5号に定める公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から

検討することにより行う。

(1) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

a (略)

b 新規上場申請者が買収への対応方針を導入している場合には、規程第443条各号に掲げる事項を遵守していること。

(2)～(5) (略)

(新株予約権証券の上場基準等)

第306条 (略)

2・3 (略)

4 規程第304条第1項第3号bに規定する純資産の額の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第304条第1項第3号bに規定する純資産の額が正でないとは、連結貸借対照表又は中間連結貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は中間連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は同規則第153条第1項若しくは同規則第263条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が正でない場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は中間貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は中間貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条の3第1項又は同規則第182条第1項若しくは第281条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）が正でない場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表又は当該中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財

検討することにより行う。

(1) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

a (略)

b 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、規程第443条各号に掲げる事項を遵守していること。

(2)～(5) (略)

(新株予約権証券の上場基準等)

第306条 (略)

2・3 (略)

4 規程第304条第1項第3号bに規定する純資産の額の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第304条第1項第3号bに規定する純資産の額が正でないとは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は四半期連結財務諸表規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が正でない場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条の3第1項又は四半期財務諸表等規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）が正でない場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額

務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(当取引所が必要と認めるものに限る。))を除外した額をいう。)が正でない場合をいう。

(2) (略)

5～7 (略)

(市場区分の変更申請の取扱い)

第308条 (略)

2 規程第306条第5項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) (略)

(2) プレミア市場への市場区分の変更申請を行う内国会社

次のaからcまでに掲げる書類

a・b (略)

c 第223条第2号に定める書類(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であって、かつ、半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。)

(3)・(4) (略)

(5) プレミア市場への市場区分の変更申請を行う外国会社

次のaからcまでに掲げる書類

a・b (略)

c 第223条第2号に定める書類(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であって、かつ、半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。)

(6) (略)

3～6 (略)

(市場区分変更の形式要件の取扱い)

第309条 第213条第5項の規定は、規程第308条の規定において準用する規程第205条第4号及び規程第211条第4号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、第213条第5項中「新規上場申請のため

(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(当取引所が必要と認めるものに限る。))を除外した額をいう。)が正でない場合をいう。

(2) (略)

5～7 (略)

(市場区分の変更申請の取扱い)

第308条 (略)

2 規程第306条第5項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) (略)

(2) プレミア市場への市場区分の変更申請を行う内国会社

次のaからcまでに掲げる書類

a・b (略)

c 第223条第2号に定める書類(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であって、かつ、四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。)

(3)・(4) (略)

(5) プレミア市場への市場区分の変更申請を行う外国会社

次のaからcまでに掲げる書類

a・b (略)

c 第223条第2号に定める書類(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であって、かつ、四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。)

(6) (略)

3～6 (略)

(市場区分変更の形式要件の取扱い)

第309条 第213条第5項の規定は、規程第308条の規定において準用する規程第205条第4号及び規程第211条第4号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、第213条第5項中「新規上場申請のため

の半期報告書」又は半期報告書」とあるのは「半期報告書」と、「新規上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

(決定事実に係る軽微基準)

第401条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第402条第1号aに掲げる事項会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当てによる場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う場合を除く。

(2) 規程第402条第1号oに掲げる事項

a 事業の一部を譲渡する場合

次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(d) (略)

(e) 取引規制府令第49条第1項第8号イに掲げる事項

b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(d) (略)

(e) 取引規制府令第49条第1項第8号ロ又はハに

の四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「新規上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

(決定事実に係る軽微基準)

第401条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第402条第1号aに掲げる事項会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当てによる場合及び買収防衛策の導入又は発動に伴う場合を除く。

(2) 規程第402条第1号oに掲げる事項

a 事業の一部を譲渡する場合

次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(d) (略)

(e) 取引規制府令第49条第8号イに掲げる事項

b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(d) (略)

(e) 取引規制府令第49条第8号ロ又はハに掲げる

掲げる事項	事項
(3) 規程第402条第1号qに掲げる事項 次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。	(3) 規程第402条第1号qに掲げる事項 次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。
a (略)	a (略)
b 取引規制府令第49条第1項第9号に定める事項	b 取引規制府令第49条第9号に定める事項
(4) 規程第402条第1号rに掲げる事項	(4) 規程第402条第1号rに掲げる事項
a 業務上の提携を行う場合 次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。	a 業務上の提携を行う場合 次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。
(a) (略)	(a) (略)
(b) 取引規制府令第49条第1項第10号イに掲げる事項	(b) 取引規制府令第49条第10号イに掲げる事項
b 業務上の提携の解消を行う場合 次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。	b 業務上の提携の解消を行う場合 次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。
(a) (略)	(a) (略)
(b) 取引規制府令第49条第1項第10号ロに掲げる事項	(b) 取引規制府令第49条第10号ロに掲げる事項
(5) 規程第402条第1号sに掲げる事項 次のaからjまでに掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。	(5) 規程第402条第1号sに掲げる事項 次のaからjまでに掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。
a～i (略)	a～i (略)
j 取引規制府令第49条第1項第11号に定める事項	j 取引規制府令第49条第11号に定める事項
(6) 規程第402条第1号tに掲げる事項	(6) 規程第402条第1号tに掲げる事項
a 固定資産を譲渡する場合 次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。	a 固定資産を譲渡する場合 次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。
(a)～(c) (略)	(a)～(c) (略)
(d) 取引規制府令第49条第1項第12号イに掲げる事項	(d) 取引規制府令第49条第12号イに掲げる事項
b 固定資産を取得する場合 次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。	b 固定資産を取得する場合 次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。
(a) (略)	(a) (略)
(b) 取引規制府令第49条第1項第12号ロに掲げる事項	(b) 取引規制府令第49条第12号ロに掲げる事項
(7) (略)	(7) (略)
(8) 規程第402条第1号vに掲げる事項	(8) 規程第402条第1号vに掲げる事項

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a ～ c (略)

d 取引規制府令第49条第1項第13号に定める事項

(9) 規程第402条第1号yに掲げる事項

次の a 及び b に掲げるもののいずれにも該当すること。

a (略)

b 取引規制府令第49条第1項第14号に定める事項

(10)～(12) (略)

2 (略)

(四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容)

第405条の2 規程第404条第2項に規定する四半期財務諸表等は、別添4「四半期財務諸表等の作成基準」に準拠して作成するものとする。

2 規程第404条第3項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に定める場合をいう。

(1) 直近の有価証券報告書の財務諸表等に添付される監査報告書又は直近の半期報告書の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書(直近の半期報告書に係る中間会計期間又は中間連結会計期間が属する事業年度又は連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されている場合にあっては、直近の有価証券報告書の財務諸表等に添付される監査報告書)において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」、「除外事項を付した限定付結論」、「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合

(2) 法第24条の2第1項又は法第24条の5第5項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書において、前号に該当する場合

(3) 直近の内部統制監査報告書において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されている場合

次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a ～ c (略)

d 取引規制府令第49条第13号に定める事項

(9) 規程第402条第1号yに掲げる事項

次の a 及び b に掲げるもののいずれにも該当すること。

a (略)

b 取引規制府令第49条第14号に定める事項

(10)～(12) (略)

2 (略)

(新設)

- (4) 直近の内部統制報告書において、「開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその開示すべき重要な不備の内容及びそれが事業年度の末日までには是正されなかった理由」が記載されている場合
- (5) 法第24条の4の5第1項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正内部統制報告書において、前号に該当する場合
- (6) 直近の有価証券報告書をその事業年度経過後3か月以内（上場外国会社にあつてはその事業年度経過後6か月以内）に内閣総理大臣等に提出できない場合又は半期報告書を法第24条の5第1項の表の各号の下欄に掲げる期間内（法第24条の5第10項の規定による通知を受けた上場外国会社にあつては、法第24条の5第1項の表の各号の下欄に掲げる期間の末日又は施行令第4条の2の12に規定する起算日から15日を経過する日のいずれか遅い日まで）に内閣総理大臣等に提出できない場合。ただし、財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると当取引所が認めるときを除く。
- (7) 直近の半期報告書において、法第24条の5第5項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書に添付される中間財務諸表等に監査証明府令第3条第1項の中間監査報告書又は期中レビュー報告書が添付されている場合。ただし、当該半期報告書に係る中間会計期間若しくは中間連結会計期間が属する事業年度若しくは連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されているとき又は財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると当取引所が認めるときを除く。
- (8) 規程第404条第4項の規定に基づく四半期財務諸表等に対する期中レビュー報告書において、公認会計士等の「限定事項を付した限定付結論」、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合。ただし、当該四半期財務諸表等に係る四半期累計期間又は四半期連結累計期間が属する事業年度又は連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されているときを除く。
- (9) 法第7条第1項、第9条第1項又は第10条第1項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正

届出書（新規上場申請に際して提出した有価証券届出書に係る訂正届出書に限る。）の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」、「除外事項を付した限定付結論」、「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合。ただし、上場会社が上場日以後に有価証券報告書を提出しているときを除く。

3 規程第404条第4項に規定する施行規則に定めるところにより作成した期中レビュー報告書とは、監査証明府令第3条第4項の期中レビュー基準に準拠して実施された期中レビューの結果に基づき作成された期中レビュー報告書をいう。

（上場内国会社の上場維持基準の取扱い）

第501条 （略）

2～4 （略）

5 規程第501条第1項第1号e、第2号e及び第3号eに規定する純資産の額の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第501条第1項第1号e、第2号e及び第3号eに規定する純資産の額とは、連結貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適

（上場内国会社の上場維持基準の取扱い）

第501条 （略）

2～4 （略）

5 規程第501条第1項第1号e、第2号e及び第3号eに規定する純資産の額の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第501条第1項第1号e、第2号e及び第3号eに規定する純資産の額とは、連結貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適

用会社である場合又は連結財務諸表規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）をいう。

(2) (略)

6 規程第501条第1項第3号dに規定する業績の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第501条第1項第3号dに規定する営業利益とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。以下この項において同じ。）（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書（比較情報を除く。））に掲記される営業利益をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等上の営業利益に相当する額をいう。

(3) 規程第501条第1項第3号dに規定する営業活動によるキャッシュ・フローとは、連結キャッシュ・フロー計算書（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、キャッシュ・フロー計算書）に掲記される営業活動によるキャッシュ・フローをいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動によるキャッシュ・フローに相当する額をいう。

7～9 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2～6 (略)

7 規程第601条第7号に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同条第7号に規

用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）をいう。

(2) (略)

6 規程第501条第1項第3号dに規定する業績の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第501条第1項第3号dに規定する営業利益とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。以下この項において同じ。）（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書（比較情報を除く。））に掲記される営業利益をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等上の営業利益に相当する額をいう。

(3) 規程第501条第1項第3号dに規定する営業活動によるキャッシュ・フローとは、連結キャッシュ・フロー計算書（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、キャッシュ・フロー計算書）に掲記される営業活動によるキャッシュ・フローをいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動によるキャッシュ・フローに相当する額をいう。

7～9 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2～6 (略)

7 規程第601条第7号に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同条第7号に規

定する施行規則で定める期間とは、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める期間をいう。

(1) (略)

(2) 天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合（前号に該当する場合を除く。）

法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の経過後3か月以内

8 規程第601条第10号aに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 上場会社が、規程第504条第3項（規程第505条第7項において準用する場合を含む。）の規定により提出を行わなければならない改善報告書又は規程第510条第2項若しくは規程第604条第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次のaからcまでに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき

a 規程第504条第3項（規程第505条第7項において準用する場合を含む。）に規定する改善報告書又は規程第510条第2項若しくは規程第604条第2項に規定する書面を提出しない場合には、規程第601条第10号aに該当することとなること。

b・c (略)

(2)・(3) (略)

9～11 (略)

12 規程第601条第15号に規定する施行規則で定める場合とは、上場会社が次の各号のいずれかに掲げる行為を行っているとき当取引所が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとき当取引所が認めた場合をいう。

(1) 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、買収への対応方

定する施行規則で定める期間とは、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める期間をいう。

(1) (略)

(2) 天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合（前号に該当する場合を除く。）

法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後3か月以内

8 規程第601条第10号aに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 上場会社が、規程第504条第3項（規程第505条第7項において準用する場合を含む。）の規定により提出を行わなければならない改善報告書又は規程第604条第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次のaからcまでに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき

a 規程第504条第3項（規程第505条第7項において準用する場合を含む。）に規定する改善報告書又は規程第604条第2項に規定する書面を提出しない場合には、規程第601条第10号aに該当することとなること。

b・c (略)

(2)・(3) (略)

9～11 (略)

12 規程第601条第15号に規定する施行規則で定める場合とは、上場会社が次の各号のいずれかに掲げる行為を行っているとき当取引所が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとき当取引所が認めた場合をいう。

(1) 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定

針の導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

(2)～(7) (略)

13～16 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第604条 当取引所は、上場株券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券を規程第607条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第2号、第7号から第9号まで、第11号、第13号から第16号まで、第25号又は第26号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1)～(9) (略)

(10) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を含む。以下同じ。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のa又はbに該当した場合

a 法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

(11)～(28) (略)

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から当取引所が当該上場株券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、第1項第26号の場合において、第4号に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第1項第1号、第2号、第4号、第7号から第9号まで、第11号から第14号まで、第16号、第17号、第20号から第28号まで及び第2項の場合

の者に割り当てておく場合を除く。)

(2)～(7) (略)

13～16 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第604条 当取引所は、上場株券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券を規程第607条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第2号、第7号から第9号まで、第11号、第13号から第16号まで、第25号又は第26号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1)～(9) (略)

(10) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。以下同じ。)を添付した有価証券報告書又は四半期報告書について、次のa又はbに該当した場合

a 法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

(11)～(28) (略)

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から当取引所が当該上場株券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、第1項第26号の場合において、第4号に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第1項第1号、第2号、第4号、第7号から第9号まで、第11号、第14号、第16号、第17号、第20号から第28号まで及び第2項の場合

当取引所が必要と認めた日

(5) (略)

4 (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第605条 当取引所は、上場株券の上場廃止が決定された場合には、規程第608条の規定に基づき、当取引所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、規程第208条第2号若しくは第4号、規程第214条第2号若しくは第4号、規程第220条第2号若しくは第4号、第601条第4項第2号a、第11項第1号若しくは第13項第1号又は第603条第4号若しくは第9号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(東日本大震災に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い)

第713条 規程第707条（規程第708条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける新規上場申請者（メイン市場又はプレミアム市場への新規上場申請者に限る。）についての第213条第7項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

2 規程第707条の規定の適用を受ける新規上場申請者（ネクスト市場への新規上場申請者に限る。）についての第246条第5項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(平成28年熊本地震に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い)

第715条 規程第709条（規程第710条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるメイン市場又はプ

当取引所が必要と認めた日

(5) (略)

4 (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第605条 当取引所は、上場株券の上場廃止が決定された場合には、規程第608条の規定に基づき、当取引所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、規程第208条第2号若しくは第4号、規程第214条第2号若しくは第4号、規程第220条第2号若しくは第4号、第601条第4項第2号a、第10項第1号若しくは第12項第1号又は第603条第4号若しくは第9号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(東日本大震災に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い)

第713条 規程第707条（規程第708条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける新規上場申請者（メイン市場又はプレミアム市場への新規上場申請者に限る。）についての第213条第7項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

2 規程第707条の規定の適用を受ける新規上場申請者（ネクスト市場への新規上場申請者に限る。）についての第246条第5項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合並びに監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(平成28年熊本地震に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い)

第715条 規程第709条（規程第710条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるメイン市場又はプ

レミア市場への新規上場申請者（規程第710条において準用する場合にあつては、メイン市場又はプレミア市場への市場区分の変更申請者）についての第213条第7項（第309条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第213条第7項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

- 2 規程第709条（規程第710条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるネクスト市場への新規上場申請者（規程第710条において準用する場合にあつては、ネクスト市場への市場区分の変更申請者）についての第246条第5項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

（2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた形式要件の特例の取扱い）

第719条 規程第711条（規程第712条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるメイン市場又はプレミア市場への新規上場申請者（規程第712条において準用する場合にあつては、メイン市場又はプレミア市場への市場区分の変更申請者）についての第213条第7項（第309条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第213条第7項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付

レミア市場への新規上場申請者（規程第710条において準用する場合にあつては、メイン市場又はプレミア市場への市場区分の変更申請者）についての第213条第7項（第309条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第213条第7項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

- 2 規程第709条（規程第710条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるネクスト市場への新規上場申請者（規程第710条において準用する場合にあつては、ネクスト市場への市場区分の変更申請者）についての第246条第5項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

（2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた形式要件の特例の取扱い）

第719条 規程第711条（規程第712条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるメイン市場又はプレミア市場への新規上場申請者（規程第712条において準用する場合にあつては、メイン市場又はプレミア市場への市場区分の変更申請者）についての第213条第7項（第309条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第213条第7項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

結論」が記載されている場合」とする。

- 2 規程第711条（規程第712条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるネクスト市場への新規上場申請者（規程第712条において準用する場合にあつては、ネクスト市場への市場区分の変更申請者）についての第246条第5項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第206条、第207条、第208条、第211条、第212条、第213条、第223条、第224条、第225条、第229条、第230条、第240条、第241条、第245条、第246条、第308条、第309条、第713条、第715条及び第719条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る提出書類等及び形式要件から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る提出書類等及び形式要件については、なお従前の例による。
- 3 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。次項において「旧法による四半期報告書」という。）に係る改正前の第604条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 旧法による四半期報告書が提出されている場合（直近の四半期報告書に係る四半期会計期間又は四半期連結会計期間が属する事業年度又は連結会計年度に係る

- 2 規程第711条（規程第712条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるネクスト市場への新規上場申請者（規程第712条において準用する場合にあつては、ネクスト市場への市場区分の変更申請者）についての第246条第5項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

有価証券報告書が提出されているときを除く。)であって、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる規定に該当するものとみなす。

- (1) 当該四半期報告書の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書(開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社(以下「特定事業会社」という。)にあつては、中間財務諸表等に添付される中間監査報告書を含む。)において、公認会計士等の「否定的結論」、「除外事項を付した限定付結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合 改正後の第405条の2第2項第1号
- (2) 改正法による改正前の法第24条の4の7第4項の規定による訂正報告書において、前号に該当する場合 改正後の第405条の2第2項第2号
- (3) 施行日より前に開始する第2四半期会計期間又は第2四半期連結会計期間を含む第2四半期累計期間又は第2四半期連結累計期間に係る旧法による四半期報告書を、当該期間の経過後45日以内に内閣総理大臣に提出できないとき(財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると当取引所が認めるときを除く。) 改正後の第405条の2第2項第6号
- (4) 施行日より前に開始する第2四半期会計期間又は第2四半期連結会計期間を含む第2四半期累計期間又は第2四半期連結累計期間に係る旧法による四半期報告書において、改正法による改正前の法第24条の4の7第4項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書に添付される四半期財務諸表等(特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。)に監査証明府令第3条第1項の四半期レビュー報告書(特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。)が添付されている場合(財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると当取引所が認めるときを除く。) 改正後の第405条の2第2項第7号

別添 4 四半期財務諸表等の作成基準

(新設)

四半期累計期間(第2四半期累計期間を除く。)又は四半期連結累計期間(第2四半期連結累計期間を除く。)に

に係る四半期財務諸表等の作成基準を次のとおり定める。

(定義)

第1条 本作成基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業会計基準委員会 公益財団法人財務会計基準機構が設置した企業会計基準委員会のことをいう。

(2) 財務諸表等規則ガイドライン 金融庁が定める「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」のことをいう。

(3) 四半期財務諸表 四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書（第5条第1項の規定により準用する財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により作成する場合においては、指定国際会計基準により作成が求められる四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書）をいう。

(4) 四半期財務諸表等 四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表等又は四半期累計期間に係る財務書類をいう。

(5) 四半期連結財務諸表 四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（第5条第2項の規定により準用する連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準により作成する場合若しくは第5条第3項の規定により準用する同規則第314条の規定により修正国際基準により作成する場合においては、当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書）をいう。

(6) 連結財務諸表規則ガイドライン 金融庁が定める「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」のことをいう。

(四半期財務諸表等作成の一般原則)

第2条 四半期財務諸表等は、原則として財務諸表等及び中間財務諸表等の作成に当たって適用される会計方針に準拠して作成しなければならない。

2 前項で採用した会計方針は正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。

3 四半期財務諸表等の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。

(比較情報の作成)

第3条 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表は、当該四半期連結財務諸表の一部を構成するものとして四半期比較情報（次の各号に掲げる四半期連結財務諸表の区分に応じ、当該四半期連結財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。

(1) 四半期連結貸借対照表 前連結会計年度に係る事項

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る事項

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る事項

2 当四半期会計期間及び当四半期累計期間に係る四半期財務諸表は、当該四半期財務諸表の一部を構成するものとして四半期比較情報（次の各号に掲げる四半期財務諸表の区分に応じ、当該四半期財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。

(1) 四半期貸借対照表 前事業年度に係る事項

(2) 四半期損益計算書 前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る事項

(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書 前事業年度の対応する四半期累計期間に係る事項

(四半期財務諸表等の作成)

第4条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

(1) 企業会計基準委員会が定める企業会計基準第12号

「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第12号」という。）に準拠するものとする。

(2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い（連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。）は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

<u>読み替える規定等</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
財務諸表等規則第149条	<u>中間貸借対照表日</u>	<u>四半期貸借対照表日</u>
	<u>第一種中間財務諸表</u>	<u>四半期財務諸表等</u>
財務諸表等規則ガイドライン149-3	<u>前事業年度</u>	<u>前会計期間（前事業年度又は前四半期会計期間をいう。）</u>
	<u>規則第8条の27</u>	<u>株式会社名古屋証券取引所により公表された四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項第2号において準用する規則第8条の27等</u>
	<u>中間貸借対照表日</u>	<u>四半期貸借対照表日</u>
	<u>当中間会計期間</u>	<u>当四半期会計期間</u>
	<u>事業年度の末日までの期間</u>	<u>「当四半期会計期間が属す</u>

	<u>に対応した内容</u>	<u>る事業年度の末日までの期間に対応した内容</u>
<u>財務諸表等規則ガイドライン149-4</u>	<u>規則</u>	<u>株式会社名古屋証券取引所により公表された四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項第2号において準用する規則</u>
	<u>少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日まで</u>	<u>少なくとも翌四半期会計期間の末日まで</u>
	<u>前事業年度</u>	<u>前会計期間（前事業年度又は前四半期会計期間をいう。）</u>
<u>財務諸表等規則ガイドライン149-5</u>	<u>前事業年度</u>	<u>前会計期間（前事業年度又は前四半期会計期間をいう。）</u>
	<u>当中間会計期間</u>	<u>当四半期会計期間</u>
	<u>第一種中間財務諸表</u>	<u>四半期財務諸表等</u>
	<u>規則</u>	<u>株式会社名古屋証券取引所により公表された四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項第2号</u>

		において準用 する規則
財務諸表等規則ガイドライン149-6	中間貸借対照表日後	四半期貸借対照表日後
	中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）	四半期会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間以前の期間を除く。）
	規則第137条に規定する重要な後発事象	企業会計基準第12号第19項(19)又は第25項(18)に規定する重要な後発事象

(3) 上場会社の利害関係人が、四半期財務諸表等に係る上場会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記するものとする。

(4) 前3号に定めのない事項については、四半期財務諸表を作成する場合には財務諸表等規則第1条第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に、四半期連結財務諸表を作成する場合には連結財務諸表規則第1条第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に、それぞれ従うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、上場会社は、次に掲げる事項以外の事項については、記載を省略することができる。

(1) 四半期連結貸借対照表（連結財務諸表を作成していない上場会社にあつては、四半期貸借対照表）

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（連結財務諸表を作成していない上場会社にあつては、四半期損益計算書）

(3) 企業会計基準第12号第19項(2)、(2-2)、(3)若しく

は(3-2)又は第25項(1)、(1-2)、(2)若しくは(2-2)に基づく会計方針の変更に関する注記

(4) 企業会計基準第12号第19項(4)若しくは(4-2)又は第25項(3)若しくは(3-2)に基づく会計上の見積りの変更に関する注記

(5) 企業会計基準第12号第19項(6)又は第25項(5)に基づく四半期特有の会計処理に関する注記

(6) 企業会計基準第12号第19項(7)又は第25項(5-2)に基づくセグメント情報等の注記

(7) 企業会計基準第12号第19項(13)又は第25項(11)に基づく株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

(8) 企業会計基準第12号第19項(14)又は第25項(12)に基づく継続企業の前提に関する注記

(9) 企業会計基準第12号第19項(20-2)又は第25項(19-2)に基づくキャッシュ・フロー計算書に関する注記(ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る)

(10) 企業会計基準第12号第19項(22)又は第25項(21)に基づく修正再表示に関する注記

(指定国際会計基準等に係る四半期財務諸表等)

第5条 財務諸表等規則第326条第2項及び第327条の規定は、同規則第1条の2の2に規定する指定国際会計基準特定会社が四半期財務諸表を作成する場合について準用する。この場合において、「前項の規定により」とあるのは「株式会社名古屋証券取引所により公表された四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項の規定により」と、「財務諸表又は中間財務諸表」とあるのは「四半期財務諸表」と読み替えるものとする。

2 連結財務諸表規則第312条及び第313条の規定は、同規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。

3 連結財務諸表規則第314条及び第315条の規定は、同規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。

4 連結財務諸表規則第316条から第320条までの規定は、同規則第316条の適用を受ける上場会社が四半期連

結財務諸表を作成する場合について準用する。

- 5 上場会社は、前各項の規定により四半期財務諸表等を作成する場合には、前条第2項各号に掲げる事項に相当するもの以外の事項については、記載を省略することができる。

(外国会社の四半期財務諸表等)

第6条 財務諸表等規則第328条から第332条までの規定は、同規則第1条の3に規定する外国会社が四半期累計期間に係る財務書類を作成する場合について準用する。

- 2 上場外国会社は、前項の規定により四半期累計期間に係る財務書類を作成する場合には、第4条第2項各号に掲げる事項に相当するもの以外の事項については、記載を省略することができる。

ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準の取扱い)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 ETF特例第7条第1項第2号i (同条第2項第1号による場合を含む。)に定める事項についての審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 次のaからdまでに掲げる事項から、上場後運用の継続に支障を来たすおそれがある具体的な状況があると認められないこと。<u>ただし、カウンター・パーティーが、外国法人である場合にあつては、外国法人の本国等における法制度を勘案するものとする。</u></p> <p>a カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記されていないこと。</p> <p>b カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に添付される監査報告書、<u>中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書</u>において、公認会計士等の「無限定適正意見」、<u>「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「無限定の結論」</u>が記載されていること又は監査報告書、<u>中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書</u>において、<u>比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」</u>が記載されていること。</p> <p>c カウンター・パーティーが直近の事業年度又は中間会計期間の末日において純資産の額が正でない状態でないこと。</p>	<p>(上場審査基準の取扱い)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 ETF特例第7条第1項第2号i (同条第2項第1号による場合を含む。)に定める事項についての審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 次のaからdまでに掲げる事項から、上場後運用の継続に支障を来たすおそれがある具体的な状況があると認められないこと。</p> <p>a カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等 <u>(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等)</u>に継続企業の前提に関する事項が注記されていないこと。</p> <p>b カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に添付される監査報告書又は中間監査報告書 <u>(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書)</u>において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は <u>「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」</u> (カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、<u>四半期レビュー報告書</u>において、公認会計士等の「無限定の結論」) が記載されていること。</p> <p>c カウンター・パーティーが直近の事業年度又は中間会計期間 <u>(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期会計期間又は</u></p>

d (略)

(2) (略)

3 (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 E T F 特例第14条第1項第3号bの2の(a)に規定するカウンター・パーティーの財務状況の悪化として施行規則で定める状態になった場合とは、カウンター・パーティー又は投資信託財産に組み入れた有価証券が次の各号に該当する場合をいい、同(a)に規定する当取引所が当該状態になったと認める日とは、当該各号に定める日をいう。ただし、カウンター・パーティーが、外国法人である場合にあっては、外国法人の本国等における法制度を勘案するものとする。

(1) 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記された場合

財務諸表等の場合にあっては、当該財務諸表等に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間財務諸表等の場合にあっては、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間又は中間連結会計期間の末日

(2) 事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間の末日において純資産の額が正でない状態又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、有価証券上場規程施行規則第501条第5項の規定は、純資産の額について準用する。

四半期連結会計期間の末日において純資産の額が正でない状態でないこと。

d (略)

(2) (略)

3 (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 E T F 特例第14条第1項第3号bの2の(a)に規定するカウンター・パーティーの財務状況の悪化として施行規則で定める状態になった場合とは、カウンター・パーティー又は投資信託財産に組み入れた有価証券が次の各号に該当する場合をいい、同(a)に規定する当取引所が当該状態になったと認める日とは、当該各号に定める日をいう。

(1) 財務諸表等又は中間財務諸表等 (カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等) に継続企業の前提に関する事項が注記された場合

財務諸表等の場合にあっては、当該財務諸表等に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間財務諸表等 (カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等。以下この号において同じ。) の場合にあっては、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間又は中間連結会計期間 (カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間) の末日

(2) 事業年度又は中間会計期間 (カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間) の末日において純資産の額が正でない状態又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、有価証券上場規程

当該純資産の額が正でない状態又はこれに準ずる状態になった事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間の末日

- (3) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合

監査報告書の場合にあつては、当該監査報告書に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の場合にあつては、当該中間監査報告書又は期中レビュー報告書に係る中間会計期間又は中間連結会計期間の末日

(4)～(8) (略)

5～13 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」

施行規則第501条第5項の規定は、純資産の額について準用する。

当該純資産の額が正でない状態又はこれに準ずる状態になった事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日

- (3) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書）において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨）が記載された場合

監査報告書の場合にあつては、当該監査報告書に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間監査報告書（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書。以下この号において同じ。）の場合にあつては、当該中間監査報告書に係る中間会計期間又は中間連結会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日

(4)～(8) (略)

5～13 (略)

という。)による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書(改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。)に係る改正前の第8条第2項第1号及び第14条の規定の適用については、なお従前の例による。